

## 第 139 期学友会合同評議員会資料

### (1)学友会学生理事会提案の議案

#### ①交通費の支給に関する規則（新規）

##### ●交通費の支給に関する規則

##### ■第一章 総則

（目的）

##### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事及び総務に支給する交通費について定めることを目的とする。

（交通費）

##### 第二条

交通費とは、本会の業務の遂行のため交通機関を利用する際に支払う料金のことをいう。

##### ■第二章 交通費の支給範囲

（交通費の支給）

##### 第三条

- ① 交通費の支給を受けようとする理事又は、原則として移動完了後、別に定める申請書に必要な資料を添えて学生理事会に請求しなければならない
- ② 交通費は、原則として自宅又は東京大学駒場キャンパスから東京大学駒場キャンパス又はその他の用務地までの最も合理的な経路及び方法により計算する。ただし、これにより難しい場合は、実際に利用した経路及び方法により計算する。
- ③ 学生理事会は、交通費の支給にかかる請求内容が合理的かどうかを判断し、支給の可否及び支給する金額を決めなければならない。
- ④ 六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる交通費は、請求することができない。

（窓口業務に伴う交通費の支給範囲）

##### 第四条

- ① 窓口業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請

者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。

- ② 窓口業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(一般業務に伴う交通費の支給範囲)

#### 第五条

- ① 一般業務の遂行のために居住地と東京大学駒場キャンパスとの間を移動する場合、片道の乗車運賃が一〇〇〇円を超えない範囲で、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。
- ② 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(学外への移動に伴う交通費の支給範囲)

#### 第六条

- ① 一般業務の遂行のために居住地又は東京大学駒場キャンパスと用務地との間を移動する場合、乗車運賃の全額を支給する。ただし、申請者が移動の当日に有効な定期乗車券で、移動区間の一部又は全部と重複するものを所持していたとき、本会の備える公共性を損なわない限りにおいて、学生理事会が合理的な支給額を計算する。
- ② 一般業務に伴う交通費の支給にかかる申請は、領収書、使用済み乗車券又は入出場記録の提出をもって行う。

(帰省中の理事及び総務に対する交通費の支給)

#### 第七条

- ① 本会の業務の遂行のために扶養者の居住地から東京大学駒場キャンパスへ移動する場合において、当該理事又は総務の不在によって本会の業務に重大な支障が生じる可能性が認められるとき、移動にかかる料金の全額を支給する。ただし、申請者は、業務が終了し次第、同一の区間で扶養者の居住地へ移動しなければならない。
- ② 前項に掲げる移動にともなう交通費の支給にかかる申請は、往復分の使用済み乗車券の提出をもって行う。

(定期券に対する購入補助)

#### 第八条

- ① 理事又は総務の月間の活動時間が八時間以上である場合、定期券の購入にかかる料金のうち、当該月分の半額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。
- ② 理事又は総務の前月の活動時間が八時間未満である場合、前項に定める支給額を基準として、前月の活動時間を八時間分で割った率を乗じた額を支給する。ただし、一円未満の端数は切り捨てる。
- ③ 定期券の購入にともなう料金の支給にかかる申請は、定期券の有効期限日または当該月の末日に所持していることが確認できるよう、定期券の提示をもって行う。

### ■第三章 補則

(交通費の取り扱い)

#### 第九条

支給する交通費は、原則として、活動保障費として取り扱う。

(改廃)

#### 第一〇条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

※第七条に関して、学生理事会では次のような意見が出された。

#### 賛成

これまで明文化されていなかった、帰省から戻った際の交通費支給の規定ができることによって、今後の不正利用の防止になる。また支給額は高額であるが、業務に関連する出費なので支給はすべきである。業務のために至急長距離の移動を行う機会はそう多くないため、支給する機会は限定的だと思われる。

#### 反対

この規則案は、本会の備える公共性を損なわない限りで、運営に携わるスタッフの負担を減らすよう策定しました。また、《規則にもとづく運営》の観点から、交通費の支給に関して可能な限り可否を明確にするよう配慮したつもりです。第七条についていえば、作成時点では、ここ十年ほど理事会構成員に占める地方出身者の割合が多い傾向に照らして、緊急の事態を想定して作成した次第です。ただ、悪用防止のために使い勝手の悪い内容になっており、実際に適用できる事例がほとんどないと考えています。一般論として、条文は解釈変更の余地が生じないように、過不足なく策定すべきであるため、少々冗長性のある第七条については、削除が望ましいと考えています。

## ②活動保証費に関する規則（改正）

### ■第一章 総則

#### （目的）

#### 第一条

この規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事、総務、及び総務候補者に支給する活動保証費について定めることを目的とする。

#### （活動保証費）

#### 第二条

活動保証費の支給は、理事、総務、および総務候補者に本会の事業が備える公共性と責任を自覚させ、業務の活性化を図ることを目的とする。

### ■第二章 活動保証費の支給及び減額

#### （支給範囲及び金額）

#### 第三条

- ① 活動保証費の金額は、別表1から別表2までの通り定める。
- ② やむを得ず在宅で行った業務は、活動保証費の支給対象とすることができる。
- ③ （削除）

#### （請求）

#### 第四条

- ① 活動保証費を請求する者（以下、請求者）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保証費を学生理事会に請求する。
- ② 活動時間の記録は五分単位とする。
- ③ 活動時間の記録は正確を期さなければならない。
- ④ 活動時間は合理的なものでなければならない。

#### （支給）

#### 第五条

- ① 学生理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保証費を、請求があつてから十四日以内に、本人に通貨で支払わなければならない。
- ② 活動保証費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、本人からの求めがある場合は、学生理事会において審議しなければならない。

- ③ 請求者は、六ヶ月前の月より前の月に行った業務にかかる活動保障費について、請求することができない。
- ④ 総務候補者は、総務として理事会で承認されるまで、活動保障費を請求することができない。ただし、総務として理事会で承認された後は、総務候補者のときに行った業務分も含めて、活動保障費を請求することができる。

(減額)

#### 第六条

特定の理事が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

#### 第七条

特定の総務が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、学生理事会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該総務に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

### ■第三章 補則

(予算案の作成)

#### 第八条

学生理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成しなければならない。

(改廃)

#### 第九条

この規則は、文化部代表評議員会、運動部代表評議員会及びクラス代表評議員会の評議員会各会の議決をもってこれを改正し、又は廃止することができる。

### 別表

#### 別表 1

割り振り議長の業務以外に適用  
理事、総務、総務候補者共通

## 支給金額

窓口業務：時給 1,000 円

学生理事会（総務、及び総務候補者も出席可能）への参加：時給 1,000 円

その他の業務：時給 1,200 円

## 別表 2

### 職位給

体育館会議議長：10,000 円/月

体育館会議副議長：5,000 円/月

柏蔭舎会議議長：1,500 円/月

多目的ホール会議議長：20,000 円/月

コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長：10,000 円/月

## （参考）改正前の「活動保証費に関する規則」

### （総則）

#### 第 1 条

本規則は、東京大学教養学部学友会学生理事会の理事、総務、および総務候補者に支給する活動保障費について定める。

#### 第 2 条

活動保障費は、理事、総務、および総務候補者の公共性を推進するとともに責任を自覚させ、業務の活性化を図っていくことを目的とする。

### （支給範囲及び金額）

#### 第 3 条

活動保障費の金額は、別表 1 から別表 2 までの通り定める。

2 やむをえず在宅で行った業務も、活動保障費の支給対象とすることができる。

3 業務のために発生する交通費は、活動保障費とは別に支払われる。ただし、交通費が発生した理事、総務、総務候補者が請求した場合に限る。請求する交通費は、合理的かつ経済的なものでなければならない。

### （請求）

#### 第 4 条

活動保障費を請求するもの（以下、請求者）は、学生理事会が定める様式により、活動時間と活動内容を報告し、活動保障費を学生理事会に請求する。

- 2 活動時間の記録は 5 分単位とする。
- 3 活動時間の記録は正確を期さなければならない。
- 4 活動時間は合理的なものでなければならない。

（支給）

#### 第 5 条

学生理事会は請求者に対して、請求があれば、前月分までの活動保障費を、請求があつてから 14 日以内に、本人に現金で支払わなければならない。

- 2 活動保障費の請求が不当なものと認められる場合には、その請求分について支払わないことができる。ただし、すみやかに当該請求者から事情を聞き、本人からの求めがある場合は、学生理事会において審議しなければならない。
- 3 請求者は、6 ヶ月前以前の分の活動保障費について、請求することができない。
- 4 総務候補者は、総務として理事会で承認されるまで、活動保障費を請求することができない。ただし、総務として理事会で承認された後は、総務候補者のときに行った業務分も含めて、活動保障費を請求することができる。

（減額）

#### 第 6 条

特定の理事が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、教官評議員会を除く評議員会各会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該理事に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

#### 第 7 条

特定の総務が次に掲げる各号に該当すると認められる場合、学生理事会において、出席者の過半数の賛成によって活動保障費の減額を審議し決定することができる。ただし、その審議において、当該総務に弁明の機会を与えなければならない。

- 一 業務に怠慢がある場合
- 二 故意または過失により学友会、学友会会員、他の団体または個人に損害を与えた場合

（予算案の作成）

#### 第 8 条

学生理事会は、活動保障費の予算額が不足しないよう予算案を作成しなければならない。

(改廃)

#### 第 9 条

この規則は、教官評議員会を除く評議員会各会の議決をもってこれを改正または廃止する。また、学生理事会の議決によって、学生理事会はこの規則の改廃を評議員会各会に発議することができる。

別表

#### 別表 1

割り振り議長の業務以外に適用

理事、総務、総務候補者共通

支給金額

窓口業務：時給 1000 円

学生理事会（総務、及び総務候補者も出席可能）への参加：時給 1000 円

その他の業務：時給 1200 円

#### 別表 2

職位給

体育館会議議長：10,000 円/月

体育館会議副議長：5,000 円/月

柏蔭舎会議議長：1,500 円/月

多目的ホール会議議長：20,000 円/月

コミュニケーション・プラザ割り振り会議議長：10,000 円/月

### ③失効した活動保障費の相応額の支給に関する議案

学友会室および室内設備が長期間使用不可能だった影響で支払うことができなかった学友会理事・総務（割り振り議長を含む）の活動保障費に関して、失効した分の全額を支給する。



### (3)個人提案の議案

#### 柏蔭舎会議議長特別手当で支給の承認

学友会「活動保障費に関する規則」の特例として、現在の柏蔭舎会議議長が2020年度学友会準会員登録後に、以下の通り特別手当での支給を受けることを承認する。

2020年7月 特別手当で5,000円

2020年8月 特別手当で5,000円

#### 【発議理由】

学友会「活動保障費に関する規則」別表2により、柏蔭舎議長の活動保障費（職位給）は1,500円/月と定められています。この金額は、柏蔭舎の割り振り会議が実質的にメールでのやりとりにより行われるようになり、議長業務が大幅に簡略化したことを理由として、前々任者の任期中に、従来の5,000円/月から減額される形で定められました。

しかし、2020年7月以降、3月以降一律禁止となっていたキャンパス内での課外活動再開に向けて、「柏蔭舎の新型コロナウイルス感染症対策に関わる指針」を、8月4日の柏蔭舎会議臨時会（オンライン会議ツールZoomを利用）において策定することとなりました。その際、臨時会開催にあたって、会議の召集・指針案の作成・会議の進行といった、議長業務に携わる時間が大幅に増加しました。

したがって、2020年7～8月については、前記の理由で金額の定められた職位給と別に、減額前の職位給と同程度の金額の特別手当での支給を受けることは妥当と考え、今回発議致しました。

なお、議案提出者である柏蔭舎会議議長の遠藤は、議長に就任した2020年1月時点より後期課程生であるため、活動保証費の支給を受けるために2019年度は学友会準会員として登録していましたが、2020年度については、2020年3月28日以降、キャンパスプラザ閉館に伴って学友会窓口が閉室となったことにより、学友会窓口での書類受付も休止となったため、準会員登録を行う機会を失ったまま、議長の業務に従事せざるを得ない状況となりました。したがって、この特別手当でも、学友会窓口開室再開後すみやかに2020年度準会員の登録を行うことにより、支給を受けられるものとします。

#### クラス代表評議員、運動部代表評議員及び文化部代表評議員の廃止に関する議案

規約及び規則を改正し、クラス代表評議員、運動部代表評議員及び文化部代表評議員の評議員及び評議員会に関する条文を削除する。その際、評議員会の議決機関としての役割は、各総会に移譲する。なお規約の改正については、学生理事会が作成のうえ、教員評議員会に一

任する。また、規則の改正については、規約改正後の総会に一任する。

**【趣旨説明】**

クラス代表評議員、運動部代表評議員及び文化部代表評議員（以下、学生評議員）は、求められる役割を果たせていないため、廃止するのが望ましいと考えています。

そもそも、評議員会は学友会の最高議決機関として、本会における最高法規である学友会規約にもとづいて設置が定められています。一学年約 3000 人である前期教養学部生を正会員とする学友会では、全員参加の会議が困難であるため、代議制を採用する必要があります（cf 自治会、生協）。しかしながら、クラスの学友会担当やサークルの学友会担当を決めた段階で、すでに代議員相当の役員が選出されていると判断できるので、最高議決機関はより多数の合意が必要となる総会に移すべきと考えます。

### (3)サークルの昇格

以下の団体は総会で連続 3 回の活動報告を行い、正式加盟サークルへの昇格条件を満たした。

#### 【運動部】

洋弓部  
水泳部  
Doo-up トライアスロンチーム  
運動会ヨット部クルーザー班  
キムワイプ卓球会

#### 【文化部】

室内楽の会  
文学研究会  
宇宙開発フォーラム実行委員会  
スパイス部  
UT-virtual  
英語ディベート部  
現代国際法研究会

### (4)サークルの整理

下記の団体はいずれも総会を 3 回連続無断欠席したため、サークル整理の対象となった。

整理の方法

- A.処分なし
- B.総会 2 回出席に降格（1 回出席で昇格）
- C.総会 1 回出席に降格（2 回出席で昇格）
- D.総会 0 回出席に降格（3 回出席で昇格）
- E.除名（新規加盟の再申請が必要）

#### 【運動部】

男子バレー部  
Amourette  
ウッドペッカー

【文化部】

東大ガイダンス運営委員会

STEMS UT

NEXT LINE

UT Info Station

Discussion Section

ガイドセクション

長旅研究会

放課後

FINAL LINE

仮想通貨研究所